

医療機関の医療機能に関する情報【病院】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報			
1	病院の名称		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ及びローマ字を付記する。なお、略称がある場合、略称及び略称のフリガナを記載しても差し支えない。
2	病院の開設者		開設者名及びフリガナを記載する。
3	病院の管理者		管理者名及びフリガナを記載する。
4	病院の所在地		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、建物名等を付記することについては、病院の開設許可証に建物名等が表記されていない場合であっても、分かりやすい情報提供である場合は差し支えない。
5	病院の案内用の電話番号及びFAX番号		患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載する。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載する。
6	診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7	診療科目別の診療日		標榜している診療科目毎の診療を行う曜日を記載
8	診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
9	病床種別及び届出又は許可病床数		医療法第7条第2項に規定する病床種別(一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の別)
			医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数(一般病床数、療養病床数、精神病床数、感染症病床数、結核病床数)
(2)病院へのアクセス			
10	病院までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11	病院の駐車場	()駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
		()駐車台数	駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
		()有料又は無料の別	駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
12	案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13	案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14	診療科目別の外来受付時間		
15	予約診療の有無		
16	時間外における対応		別表1の1)
17	面会の日及び時間帯		
(3)院内サービス・アメニティ			
18	院内処方の有無		外来患者に対して、病院内で処方が行われているかどうか。
19	外国人の患者の受入れ体制		別表1の2)
20	障害者に対するサービス内容		別表1の3)

21	車椅子等利用者に対するサービス内容		別表1の4)
22	受動喫煙を防止するための措置		別表1の5)
23	医療に関する相談に対する体制の状況	() 医療に関する相談窓口設置の有無	医療に関する相談窓口の設置があるかどうか。
		() 相談員の人数	相談員の人数を記載する。相談員のうち、医療ソーシャルワーカーを配置している場合はその人数(非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載する)。
24	入院食の提供方法		別表1の6)
25	病院内の売店又は食堂(外来者が使用するものに限る。)の有無		
(4)費用負担等			
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の7)
27	選定療養	() 「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額	
		() 「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		() 「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		() 「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		() 「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
28	治験の実施の有無及び契約件数		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
29	電子決済による料金の支払いの可否		料金の支払いにあたって利用可能な電子決済サービスの有無及び対応可能な決済サービスの種類を具体的に記載する。ただし、他法令等において規制されているものは除く。
30	先進医療の実施の有無及び内容		病院において、健康保険法(大正11年法律第70号)により厚生労働大臣の定める評価療養のうち、先進医療を実施しているかどうか。実施している場合は先進医療の内容(ただし、内容を記載する部分については、都道府県の実定する様式において、字数制限を定めることができる。)
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
31	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項		別表1の8)
32	保有する施設設備		別表1の9)
33	併設している介護施設		別表1の10) 同一敷地内に併設されているもの
34	対応することができる疾患・治療の内容		別表2
35	対応することができる短期滞在手術		別表1の11) (4泊5日までの手術)
36	専門外来の有無及び内容		病院内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県の実定する様式において、字数制限を設けることができる。

37	オンライン診療実施の有無及びその内容		オンライン診療を実施しているかどうか。実施している場合、対象者や疾患について、ただし、医療法及び関連するガイドライン等を遵守しているものに限る。
38	電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無		マイナンバーカードの保険証利用により、本人の同意の下、診療情報を取得・活用して診療を実施する体制を有しているかどうか。
39	電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否		「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号、医政発1028第1号、保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長、医政局長、保険局長通知)に準拠した電子処方箋を発行することができるかどうか。
40	健康診査及び健康相談の実施	()健康診査の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
		()健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
41	対応することができる予防接種		別表1の12)
42	対応することができる在宅医療		別表1の13)
43	対応することができる介護サービス		別表1の14)
44	セカンド・オピニオンに関する状況	()セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること)
		()セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金	患者がセカンドオピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンドオピニオンを行っているかどうか。また、セカンドオピニオンを自費診療としている場合の料金
45	地域医療連携体制	()医療連携体制に関する窓口の設置の有無	「地域医療連携室」など、医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための窓口を設置しているかどうか。
		()地域連携クリティカルパスの有無	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。
		(iii) かかりつけ医機能	別表1の15)
		(iv) 産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無	産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無を記載する。ただし、以下の から のすべてを満たすものとする。 妊産婦や妊娠を希望する患者への診療や薬の説明の際には、例えば、国立成育医療研究センター「妊娠と薬情報センター」の情報等を活用すること等により、必要な情報収集を行ったうえで文書を用いて説明していること、 母子健康手帳について、医学的な必要性を考慮したうえで、確認していること。ただし、患者の希望やプライバシーへも配慮した対応をしていること、 妊産婦の産婦人科の主治医に対し当該妊産婦の情報を診療情報提供書等で共有すること等により、産婦人科の主治医と連携していること、 以下の内容を含む妊産婦の特性を勘案した診療を実施している、産婦人科(産科)以外の診療科の医師を配置していること。 ・妊娠前後及び産後の生理的变化と検査値異常 ・妊娠している者の診察時の留意点 ・妊娠している者に頻度の高い合併症や診断が困難な疾患 ・妊娠している者に対する画像検査(エックス線撮影やコンピューター断層撮影)の可否の判断 ・胎児への影響に配慮した薬剤の選択
46	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無		退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。

3. 医療の実績、結果等に関する事項			
47	病院の人員配置	() 医療従事者の人員数	別表1の16) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
		() 外来患者を担当する医療従事者の人員数	() の医療従事者のうち、主として外来患者を担当するもの(病棟担当と分けられない場合、重複計上可)
		() 入院患者を担当する医療従事者の人員数	() の医療従事者のうち、主として入院患者を担当するもの(外来担当と分けられない場合、重複計上可)
48	看護師の配置状況		病院の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(○対1) (計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) 「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること
49	法令上の義務以外の医療安全対策	() 医療安全についての相談窓口の設置の有無	病院内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。
		() 医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	当該病院における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか、 また、専任は、医療安全対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。
		() 安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	専任の医療に係る安全管理を行う者及びその他必要な職員で構成され、医療に係る安全管理のための委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の安全管理を行う部門を設置しているかどうか。
		() 医療事故情報収集等事業への参加の有無	医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。
		() 医療事故調査制度に関する研修(医療事故調査・支援センター又は第一条の十の五第一項に規定する協議会が実施するものに限る。)の管理者の受講の有無	医療事故調査・支援センター又は医療事故調査支援団体等連絡協議会が実施する研修(当該センターから委託されて実施されるものを含む。)を病院管理者が受講しているかどうか。
		() 他の病院又は診療所についての医療安全対策に関する評価の実施及び当該医療機関についての医療安全対策に関する他の病院又は診療所からの評価の受審の有無	以下について、それぞれその実施の有無を記載する。 ・他の病院・診療所の医療安全対策を評価しているかどうか。 ・他の病院・診療所から医療安全対策の評価を受けているかどうか。 評価については、以下の内容に対する評価を含むものとする。 ア 医療安全管理者、医療安全管理部門及び医療安全管理委員会の活動状況 イ 当該医療機関内の各部門における医療安全対策の実施状況 具体的評価方法及び評価項目については、当該医療機関の課題や実情に合わせて連携する医療機関と協議し定めること。その際、独立行政法人国立病院機構作成の「医療安全相互チェックシート」や「医療安全地域連携シート」を参考にすること。
50	法令上の義務以外の院内感染対策	() 院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	当該病院における院内感染対策を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院における職員の院内感染対策に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。 また、専任は、院内感染対策の推進に関する業務に専ら従事していることをいい、兼任は専任以外の場合をいう。
		() 院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	専任の院内感染対策を行う者及びその他必要な職員で構成され、院内感染対策のための委員会決定された方針に基づき、組織横断的に当該病院内の院内感染対策を行う部門を設置しているかどうか。

		()厚生労働省院内感染対策サーベイランス(JANIS)への参加の有無	JANISと比較し、自施設での多剤耐性菌の分離や多剤耐性菌による感染症の発生が特に他施設に比べて頻繁となっていないかを把握するなど、自施設における院内感染対策にJANISを活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
51	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		入院診療計画を策定するにあたり、院内において患者の治療の状況に応じた部門間等の連携体制をとっているかどうか。
52	診療情報管理体制	()オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況	別表1の17) 検査、処方や予約に係る業務をオンライン上で指示したり、検査結果を検索・参照できるシステム(オーダエントリーシステム)の導入の有無及びその導入範囲(例:検査及び処方まで導入)
		()ICDコードの利用の有無	「ICDコードの利用」とは、ICD()コードに基づいた診療情報管理を行っていること。 ICD(疾病及び関連保健問題の国際統計分類):異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較等を行うことを目的に、世界保健機関(WHO)より提示されている分類。
		()電子カルテシステムの導入の有無	
		()診療録管理専任従事者の有無及び人数	専任の診療記録を管理する者を配置しているかどうか。
53	情報開示に関する体制	()情報開示に関する窓口の有無及び料金	病院内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口を設置し、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。また、診療録開示請求の際の料金について記載。なお、白黒コピー1枚あたりの料金など支払金額の目安が分かるように記載すること。
54	症例検討体制	()臨床病理検討会の有無	当該病院内において定期的に実施している臨床病理検討会(CPC)があるかどうか。
		()予後不良症例に関する院内検討体制の有無	当該病院内において予後不良症例に関する検討を行う体制(M&M)があるかどうか。
55	治療結果情報	()死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無	例えば、死亡率、再入院率など、当該病院における患者に対する治療結果に関して何らかの分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
		()死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無	「治療結果に関する分析結果の提供」は、治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか、または、年報やホームページで提供しているかどうか。
56	患者数	()病床の種別ごとの患者数	「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。
		()外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。
		()在宅患者数	「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数を記入する。
57	平均在院日数		報告する年度の前年度の[在院患者延数/(1/2×(新入院患者数+退院患者数))](病床種別)
58	患者満足度の調査	()患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う病院に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		()患者満足度の調査結果の提供の有無	()のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
59	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		公益財団法人日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。
60	医療の評価機関による認定の有無		別表1の18)

医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報			
1	診療所の名称		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ及びローマ字を付記する。なお、略称がある場合、略称及び略称のフリガナを記載しても差し支えない。
2	診療所の開設者		開設者名及びフリガナを記載する。
3	診療所の管理者		管理者名及びフリガナを記載する。
4	診療所の所在地		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、建物名等を付記することについては、病院の開設許可証に建物名等が表記されていない場合であっても、分かりやすい情報提供である場合は差し支えない。
5	診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載する。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載する。
6	診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7	診療科目別の診療日		標榜している診療科目毎の診療を行う曜日を記載
8	診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
9	病床種別及び届出又は許可病床数		医療法第7条第2項に規定する病床種別（一般病床、療養病床の別）
			医療法の規定に基づき許可を受けた又は届け出た総病床数及び病床種別病床数（一般病床数、療養病床数）
(2)診療所へのアクセス			
10	診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
11	診療所の駐車場	()駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
		()駐車台数	()の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
		()有料又は無料の別	()の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
12	案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
13	案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
14	診療科目別の外来受付時間		
15	予約診療の有無		
16	時間外における対応		別表1の1)
17	面会の日及び時間帯		
(3)院内サービス・アメニティ			
18	院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
19	外国人の患者の受入れ体制		別表1の2)
20	障害者に対するサービス内容		別表1の3)

21	車椅子等利用者に対するサービス内容		別表1の4)
22	受動喫煙を防止するための措置		別表1の5)
23	医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載)
(4)費用負担等			
24	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の診療所の種類		別表1の6)
25	選定療養	()「特別の療養環境の提供」に係る病室差額料が発生する病床数及び金額	
		()「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
		()「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及び金額	
26	治験の実施の有無及び契約件数		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に規定する治験を実施しているかどうか。実施している場合は、報告を行う年度の前年度の治験実施に係る契約件数
27	電子決済による料金の支払いの可否		料金の支払いにあたって利用可能な電子決済サービスの有無及び対応可能な決済サービスの種類を具体的に記載する。ただし、他法令等において規制されているものは除く。
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
28	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項		別表1の7)
29	保有する施設設備		別表1の8)
30	併設している介護施設		別表1の9)
31	対応することができる疾患又は治療の内容		別表2
32	対応することができる短期滞在手術		別表1の10) (4泊5日までの手術)
33	専門外来の有無及び内容		診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
34	オンライン診療実施の有無及びその内容		オンライン診療を実施しているかどうか。実施している場合、対象者や疾患について。ただし、医療法及び関連するガイドライン等を遵守しているものに限る。
35	電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無		マイナンバーカードの保険証利用により、本人の同意の下、診療情報を取得・活用して診療を実施する体制を有しているかどうか。
36	電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否		「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号、医政発1028第1号、保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長、医政局長、保険局長通知)に準拠した電子処方箋を発行することができるかどうか。
		()健康診査の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。

37	健康診査及び健康相談の実施	()健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
38	対応することができる予防接種		別表1の11)
39	対応することができる在宅医療		別表1の12) 同一敷地内に併設されているもの
40	対応することができる介護サービス		別表1の13)
41	セカンド・オピニオンに関する状況	()セカンド・オピニオンのための診療に関する情報提供の有無	診療報酬点数表に基づき、診療情報を提供しているかどうか。(主治医がセカンド・オピニオンを求める患者又はその家族からの申し出に基づき、治療計画、検査結果、画像診断に係る画像情報等、他の医師が当該患者の診療方針について助言を行うために必要かつ適切な情報を添付した診療状況を示す文書を患者又はその家族に提供すること)
		()セカンド・オピニオンのための診察の有無及び料金	患者がセカンドオピニオンを求めて受診した場合に、そのための診察を行い、セカンドオピニオンを行っているかどうか。また、セカンドオピニオンを自費診療としている場合の料金
42	地域医療連携体制	()地域連携クリティカルパスの有無	退院後に患者が治療を受ける医療機関の間で共有する、治療開始から在宅復帰までの全体的な治療計画を導入しているかどうか。
		(ii) かかりつけ医機能	別表1の14)
		(iv) 産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無	産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無を記載する。ただし、以下の からのすべてを満たすものとする。 妊産婦や妊娠を希望する患者への診療や薬の説明の際には、例えば、国立成育医療研究センター「妊娠と薬情報センター」の情報等を活用すること等により、必要な情報収集を行ったうえで文書を用いて説明していること。 母子健康手帳について、医学的な必要性を考慮したうえで、確認していること。ただし、患者の希望やプライバシーへも配慮した対応をしていること。 妊産婦の産婦人科の主治医に対し当該妊産婦の情報を診療情報提供書等で共有すること等により、産婦人科の主治医と連携していること。 以下の内容を含む妊産婦の特性を勘案した診療を実施している、産婦人科(産科)以外の診療科の医師を配置していること。 ・妊娠前後及び産後の生理的変化と検査値異常 ・妊娠している者の診察時の留意点 ・妊娠している者に頻度の高い合併症や診断が困難な疾患 ・妊娠している者に対する画像検査(エックス線撮影やコンピュータ断層撮影)の可否の判断 ・胎児への影響に配慮した薬剤の選択
43	地域の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無		退院後の相談窓口として、病院等以外の保健医療サービス又は福祉サービスを提供している事業所又は施設との連携についての窓口を設置しているかどうか。
3. 医療の実績、結果等に関する事項			
44	診療所の人員配置	()医療従事者の人員数	別表1の15) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別表「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
45	看護師の配置状況		有床診療所の病床別のそれぞれの看護師実質配置の状況(○対1) (計算方法)各病床別の1日平均患者数÷看護師及び准看護師数(常勤換算) 「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」及び別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき算出すること。

46	法令上の義務以外の医療安全対策	()医療安全についての相談窓口の設置の有無	診療所内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。
		()医療安全管理者の配置の有無	当該診療所における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。
		()医療事故情報収集等事業への参加の有無	医療法施行規則に基づく事故等分析事業(事故等事案に関する情報又は資料を収集し、及び分析し、その他事故等事案に関する科学的な調査研究を行うとともに、当該分析の結果又は当該調査研究の成果を提供する事業)に参加しているかどうか。
		()医療事故調査制度に関する研修(医療事故調査・支援センター又は第一条の十の五第一項に規定する協議会が実施するものに限る。)の管理者の受講の有無	医療事故調査制度・支援センター又は医療事故調等支援団体等連絡協議会が実施する研修(当該センターから委託されて実施されるものを含む。)を診療所の管理者が受講しているかどうか。
47	法令上の義務以外の院内感染対策	()厚生労働省院内感染対策サーベイランス(JANIS)への参加の有無	JANISと比較し、自施設での多剤耐性菌の分離や多剤耐性菌による感染症の発生が特に他施設に比べて頻繁となっていないかを把握するなど、自施設における院内感染対策にJANISを活用しているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
48	電子カルテシステムの導入の有無		
49	情報開示に関する体制	()情報開示に関する窓口の有無及び料金	診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。また、診療録開示請求の際の料金について記載。なお、白黒コピー1枚あたりの料金など支払金額の目安が分かるように記載すること。
50	治療結果情報	()死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析の有無	当該診療所における患者に対する治療結果に関して行う分析を行っているかどうか。なお、分析結果そのものについては記載しないこと。
		()死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数その他の治療結果に関する分析結果の提供の有無	治療結果に関する分析の結果について、患者等の求めに応じて提供しているかどうか。
51	患者数	()病床種別ごとの患者数	「病床の種別ごとの患者数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の入院患者延数をそれぞれ暦日で除した数を記入する。
		()外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。
		()在宅患者数	「在宅患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の在宅患者延数を実在宅診療日数で除した数を記入する。
52	平均在院日数		報告する年度の前年度の〔在院患者延数/(1/2×(新入院患者数+退院患者数))] (病床種別)
53	患者満足度の調査	()患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		()患者満足度の調査結果の提供の有無	()のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。
54	診療科名に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		公益財団法人日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報			
1	診療所の名称		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ及びローマ字を付記する。なお、略称がある場合、略称及び略称のフリガナを記載しても差し支えない。
2	診療所の開設者		開設者名及びフリガナを記載する。
3	診療所の管理者		管理者名及びフリガナを記載する。
4	診療所の所在地		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、建物名等を付記することについては、病院の開設許可証に建物名等が表記されていない場合であっても、分かりやすい情報提供である場合は差し支えない。
5	診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載する。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載する。
6	診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7	診療科目別の診療日		標榜している診療科目毎の診療を行う曜日を記載
8	診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
(2)診療所へのアクセス			
9	診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
10	診療所の駐車場	()駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
		()駐車台数	()の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
		()有料又は無料の別	()の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
11	案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
12	案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
13	診療科目別の外来受付時間		
14	予約診療の有無		
(3)院内サービス・アメニティ			
15	院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
16	外国人の患者の受入れ体制		別表1の1)
17	障害者に対するサービス内容		別表1の2)
18	車椅子等利用者に対するサービス内容		別表1の3)
19	受動喫煙を防止するための措置		別表1の4)
20	医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載。)
(4)費用負担等			

21	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の5)
22	電子決済による料金の支払いの可否		料金の支払いにあたって利用可能な電子決済サービスの有無及び対応可能な決済サービスの種類を具体的に記載する。ただし、他法令等において規制されているものは除く。
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
23	医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項		別表1の6)
24	対応することができる疾患又は治療の内容		別表2
25	専門外来の有無及び内容		診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
26	電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を活用した診療の実施の有無		マイナンバーカードの保険証利用により、本人の同意の下、診療情報を取得・活用して診療を実施する体制を有しているかどうか。
27	電磁的記録をもつて作成された処方箋の発行の可否		「電子処方箋管理サービスの運用について」(令和4年10月28日付け薬生発1028第1号、医政発1028第1号、保発1028第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長、医政局長、保険局長通知)に準拠した電子処方箋を発行することができるかどうか。
28	健康診査及び健康相談の実施	()健康診査の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
		()健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
29	対応することができる在宅医療		別表1の7)
30	地域医療連携体制	(iv) 産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無	産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無を記載する。ただし、以下の からのすべてを満たすものとする。 妊産婦や妊娠を希望する患者への診療や薬の説明の際には、例えば、国立成育医療研究センター「妊娠と薬情報センター」の情報等を活用すること等により、必要な情報収集を行ったうえで文書を用いて説明していること、 母子健康手帳について、医学的な必要性を考慮したうえで、確認していること。ただし、患者の希望やプライバシーへも配慮した対応をしていること、 妊産婦の産婦人科の主治医に対し当該妊産婦の情報を診療情報提供書等で共有すること等により、産婦人科の主治医と連携していること、 以下の内容を含む妊産婦の特性を勘案した診療を実施している、産婦人科(産科)以外の診療科の医師を配置していること。 ・妊娠前後及び産後の生理的变化と検査値異常 ・妊娠している者の診察時の留意点 ・妊娠している者に頻度の高い合併症や診断が困難な疾患 ・妊娠している者に対する画像検査(エックス線撮影やコンピュータ断層撮影)の可否の判断 ・胎児への影響に配慮した薬剤の選択
3. 医療の実績、結果等に関する事項			

31	歯科診療所の人員配置	()医療従事者の人員数	別表1の8) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別表「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
32	法令上の義務以外の医療安全対策	()医療安全についての相談窓口の設置の有無	診療所内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。
		()医療安全管理者の配置の有無	当該診療所における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。
		()医療事故調査制度に関する研修(医療事故調査・支援センター又は第一条の十の五第一項に規定する協議会が実施するものに限る。)の管理者の受講の有無	医療事故調査制度・支援センター又は医療事故調等支援団体等連絡協議会が実施する研修(当該センターから委託されて実施されるものを含む。)を診療所の管理者が受講しているかどうか。
33	法令上の義務以外の院内感染対策	()院内感染防止対策	歯科点数表第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料の注1に規定する施設基準に対応する診療報酬点数が算定されているもの
34	情報開示に関する体制	()情報開示に関する窓口の有無及び料金	診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。また、診療録開示請求の際の料金について記載。なお、白黒コピー1枚あたりの料金など支払金額の目安が分かるように記載すること。
35	患者数	()外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。
36	患者満足度の調査	()患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		()患者満足度の調査結果の提供の有無	()のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 助産所の名称		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ及びローマ字を付記する。なお、略称がある場合、略称及び略称のフリガナを記載しても差し支えない。
2 助産所の開設者		開設者名及びフリガナを記載する。
3 助産所の管理者		管理者名及びフリガナを記載する。
4 助産所の所在地		開設許可証と同じ正式名称とし、フリガナ、郵便番号及び英語での表記を付記する。なお、建物名等を付記することについては、病院の開設許可証に建物名等が表記されていない場合であっても、分かりやすい情報提供である場合は差し支えない。
5 助産所の案内用の電話番号及びFAX番号		患者や住民からの連絡が可能な電話番号及びFAX番号を記載する。また、夜間・休日案内用に電話番号がある場合はその番号及び対応可能時間を記載する。
6 就業日		助産所において業務を行っている曜日及び休業日等を記載
7 就業時間		助産所において業務を行っている時間を記載
(2)助産所へのアクセス		
8 助産所までの主な利用交通手段		助産所の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から助産所までの主な交通手段、所要時間等を記載
9 助産所の駐車場	() 駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
	() 駐車台数	()の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	() 有料又は無料の別	()の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
10 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
11 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
12 面会の日及び時間帯		
13 外来受付時間		
14 予約の有無		
15 助産所の業務形態		別表1の1)
16 時間外における対応の有無		就業時間以外における対応が可能かどうか。
(3)院内サービス・アメニティ		
17 外国人の患者の受入れ体制		別表1の2)
18 障害者に対するサービス内容		別表1の3)
19 車椅子等利用者に対するサービス内容		別表1の4)
20 受動喫煙を防止するための措置		別表1の5)
(4)費用負担等		

21	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別表1の6)
22	電子決済による料金の支払いの可否		料金の支払いにあたって利用可能な電子決済サービスの有無及び対応可能な決済サービスの種類を具体的に記載する。ただし、他法令等において規制されているものは除く。
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
23	家族付き添い室の有無		出産等に際して、付添者が待機できる部屋があるかどうか。
24	妊産婦等に対する相談又は指導		別表1の7)
3. 医療の実績、結果等に関する事項			
25	助産所の人員配置	() 医療従事者の人員数	別表1の7) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、看護師及び助産師の免許を併せて有する者については、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方に計上する。
26	法令上の義務以外の医療安全対策	() 医療安全についての相談窓口の設置の有無	助産所内に常設される患者相談窓口を設置し、患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保しているかどうか。
		() 医療安全管理者の配置の有無	当該助産所における医療に係る安全管理を行う部門の業務に関する企画立案及び評価、病院内における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う者を配置しているかどうか。
		() 医療事故調査制度に関する研修(医療事故調査・支援センター又は第一条の十の五第一項に規定する協議会が実施するものに限る。)の管理者の受講の有無	医療事故調査制度・支援センター又は医療事故調等支援団体等連絡協議会が実施する研修(当該センターから委託されて実施されるものを含む。)を病院管理者が受講しているかどうか。
27	分娩取扱数		報告する年度の前年度の分娩件数
28	妊産婦等満足度の調査	() 妊産婦等満足度の調査の実施の有無	妊産婦等に対し、助産所の満足度に関するアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
		() 妊産婦等満足度の調査結果の提供の有無	() のアンケート等の結果を患者等の求めに応じて提供しているかどうか。
29	公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無		公益財団法人日本医療機能評価機構を運営組織とする産科医療補償制度に加入しているかどうか。